

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	健康推進課 健診担当室

契約業者名・住所	医療法人徳洲会 千葉西総合病院 理事長 東上 震一 千葉県松戸市金ヶ作107番地の1
工事等の名称	特定健康診査及（集団健診）業務委託
工事等の場所	松戸市が指定するところ
種 別	業務委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	特定健康診査 受診者1名につき6,500円（消費税及び地方消費税の額を含まない）
工事等の概要	松戸市国民健康保険に加入している年度末年齢40歳から74歳の者に対する特定健康診査の実施に関する業務委託。
随意契約の理由	特定健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律第28条により保険医療機関等実施を委託できると規定されています。多数の受診者が訪れる集団健診業務を委託する際には、健診に必要な検査機器及び専門の医療スタッフを十分に確保し、適正な精度管理を行えることが契約相手方に求められる条件となります。これらの条件を十分に満たす医療機関は限られており、また、松戸市から離れた医療機関では不慮の事態への迅速な対応が困難となります。 松戸市医師会加入の医療機関である上記選定業者は、これらの条件を満たしており、松戸市における個別の特定健康診査・後期高齢者の健康診査、各種がん検診において、多くの市民が受診しております。また、直前の申し込みによる受診者数の増に対しても十分に対応できる体制をとっています。加えて、過去に松戸市が締結した「特定健康診査（集団健診）業務委託契約」においても、誠実かつ確実に業務を履行しております。 以上のことから、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札

	に適しないものをするとき」を適用して随意契約とし、見積徴取の相手方としては、松戸市財務規則第138条第1項第1号「契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき」を適用し、医療法人徳洲会 千葉西総合病院の1者を選定するものです
--	--